

4. 埼玉県診療放射線技師会における 読影補助の取り組み ——読影力の向上をめざして

田中 宏 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会常務理事

2010年3月19日付で、厚生労働省「チーム医療の推進に関する検討会」〔座長：永井良三・東京大学大学院医学系研究科教授(当時)〕は、「チーム医療の推進について(チーム医療の推進に関する検討会報告書)」¹⁾を取りまとめた。そして、厚生労働省医政局は、厚労省医政発0430第1号「医療スタッフ協働・連携によるチーム医療の推進について」の通知(以下、医政局通知)を4月30日付で都道府県知事宛に公布したことについては、すでにご承知の通りである。この報告の内容の大部分は、看護師の包括的指示の積極的な活用による行為の拡大であり、その他の職種として、薬剤師、助産師、リハビリテーション関係職種(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)、管理栄養士、臨床工学技士、診療放射線技師(以下、技師)、臨床検査技師、事務職員等、介護職員が記されている。医療に従事する多種多様の医療職種が、患者やその家族

のために、現行法の下において実施可能な行為の拡大とチーム医療の推進を目的としている。以下、技師についての一部抜粋である。

「診療放射線技師の専門性のさらなる観点から、現行制度の下、例えば、画像診断における読影の補助や放射線検査等に関する説明・相談を行うことが可能である旨を明確化し、診療放射線技師の活用を促すべきである」

筆者が所属している公益社団法人埼玉県診療放射線技師会(以下、本会)では、14年前の1999年から認定講習会として、マンモグラフィ(以下、MMG)講習会(現在は本会の認定講習会としては開催していない)、胸部認定講習会、上部消化管認定講習会をスタートさせた。2008年に本会で第1回CTセミナーが開催され、2010年よりCT認定講習会へ移行し、現在までに年1回、合計4回開催した²⁾。

読影の補助とは

「読影の補助」とは、シャウカステンや読影端末、モニタ管理のことではなく、技師による一次読影のことだと考えている。その理由は、前者の管理をすることのみを目的として、わざわざ厚生労働省が医政局通知を出すとは考えにくいからである。

「読影の補助」という言葉は3年前の医政局通知にて使用された用語であり、本会が認定講習会をスタートした1999年当時、このような言葉はなく、「読影」という用語をそのまま使用していた。そこで、読影の意味を調べてみると、「患者の主治医から出された依頼(患者の主訴や病歴・家族歴など)をもとに、適正な検査(CT、MRI、超音波検査、一般撮影など)を判断し、その検査画像から画像診断を行い、今後さらに必要になるであろう検査や治療方針の助言を行うことである」³⁾と記されている。診断行為は現行法の下では医行為であり、画像診断も例外ではない。そこで本会では、読影と画像診断を分離して考え、技師が行う読影は画像診断を含まないとし、画像診断はあくまでも医師が行うという解釈をした。画像にかかわる業務の流れを次のように考える。機器・画像の精度管理、検査業務、読影、診断、治療とした場合、本会では技師の業務は機器・画像の精度管理、検査業務、読影とし、医師の業務は読影、診断、治療と考えている。つまり、読影業務は医師、技師双方が担当することになる。しかし、同じ読影